

放射性物質測定のご案内

一般財団法人 新潟県環境衛生研究所

放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日～)

福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とし、平成23年8月30日に公布されました。(平成24年1月1日全面施行)

それを受けて、環境省により、廃棄物関係ガイドラインが策定されました。その中で、放射性物質の測定手法に関しては、「放射能濃度等測定ガイドライン」により示されています。

ゲルマニウム半導体検出器



当研究所では、2台体制で放射性物質の測定を行っております。多検体でも迅速に結果を提供することができます。また、1台は高相対効率(40%以上)を有しているため、低濃度の放射性物質も短時間で測定することが可能です。

放射性物質の測定について

測定方法

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー

測定放射性物質および標準定量下限値

放射性物質	定量下限値(Bq/kg)			
	飲料水	環境水等	食品関係	土壌, 汚泥, 灰等環境試料
ヨウ素131	1	1	5	10
セシウム134				
セシウム137				

※定量下限値は、ガンマ線放出核種が高濃度に検出された場合、上記に示した数値よりも高くなる場合があります。

必要検体量および検査料金

検体種別	必要検体量	検査料金
飲料水, 環境水等の 水試料	2L以上	18,000円(税別)
牛乳, 酒等の液体試料		
米, 野菜, 肉, 魚介類等の 固形試料	2kg以上	
土壌, 汚泥, 灰, 堆肥等の 環境試料		

※ヨウ素131, セシウム134, セシウム137の3物質を測定

※必要検体量を確保できない場合は要相談

納期

4営業日(納期については、相談に応じます)



一般財団法人 新潟県環境衛生研究所
〒959-0291 新潟県燕市吉田東栄町8番13号
(代表) TEL 0256-93-4509 FAX 0256-92-6899
(業務課) TEL 0256-93-5572 FAX 0256-94-0988